

静岡県交通基盤部熱中症対策推進工事試行要領

交通基盤部発注建設工事（建築工事を除く）における熱中症対策を推進し、建設従事者の安全と健康を確保し、ひいては、建設産業の担い手確保に資するため、静岡県交通基盤部熱中症対策推進工事を試行する。

（目的）

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事の一部において、建設従事者の安全及び健康を確保するため、熱中症の危険性が高い日を休工とする等の対策を講じた建設工事（以下「熱中症対策推進工事」という。）の試行に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（試行方法）

第2条 この工事の試行は、次の方法により行うものとする。

（1）対象発注機関

交通基盤部各出先機関で試行を行う。

（2）試行期間

令和8年7月10日から令和8年9月30日までの間を工期に含む建設工事（契約締結済み工事を含む。）

（3）発注者による対象工事の選定

発注者による対象工事の選定に当たっては、道路路面上の作業を伴う舗装工事、区画線工事等、体感温度が気温より著しく高くなることが想定される工事を優先すること。ただし、次の各号に掲げる工事は、原則として対象工事としない。

ア 契約工期に30日を加算した期間が、加算前の完成予定年度を超える工事

イ 緊急性のある工事

ウ 竣工又は供用開始日が定められている工事

エ 発注後の状況により、完成工期が完成予定年度を超える可能性がある工事

（4）受発注者間協議による対象工事の選定

この工事は、契約締結後であっても、受発注者間の協議により対象工事とすることができるものとする。

（熱中症対策の推進）

第3条 受注者は、この工事の試行に当たり、以下のとおり熱中症対策の推進に取り組まなければならない。

（1）屋外作業時間の短縮

受注者は、熱中症対策として猛暑日（35度以上）が想定される一定期間、屋外作業時間の短縮を行う場合は、その期間、作業時間を施工計画書に明記する。

例) 屋外作業短縮期間 8月1日～8月31日

短縮後の作業時間 8:00～12:00 の4時間作業

(2) 作業時間短縮に伴う工期の確保

発注者は、受注者が熱中症対策として一定期間の屋外作業時間を短縮したことにより不足する作業日数を確保しなければならない。この場合、『「設計変更等事務処理要領」第4条(6) その他、発注者が必要であると認める場合』として対応する。

不足する作業日数は下記の式を基本とし、これにより難しい場合は受発注者間で協議し決定する。

確保する日数＝作業時間短縮日数×作業短縮時間÷8時間

例1) 屋外作業短縮期間 8月1～8月31日(作業日20日)

短縮後の作業時間 8:00～12:00 の4時間作業(4時間短縮)

**確保する日数＝20日×4時間÷8時間
＝10日**

例2) 屋外作業短縮期間 7月15～9月15日(作業日43日)

短縮後の作業時間 7:00～14:00 の6時間作業(2時間短縮)

**確保する日数＝43日×2時間÷8時間
＝10.75日≒11日 ※端数切り上げ**

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和8年7月10日から施行する。